

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南箕輪村長

市町村名 (市町村コード)	南箕輪村 (385)	
地域名 (地域内農業集落名)	沢尻地区 (沢尻・南原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月28日	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

沢尻地区の農地は、一部が中山間地域農業直接支払交付金事業の交付対象エリアとなっている。そのため、農地が狭く・傾斜が急で、比較的條件が悪い農地が多いため、草刈り等の作業に多くの労力を要するなど、農作業に手間の多くかかる地域となっている。また、農業者の高齢化が進んでおり、将来の担い手不足も懸念されている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

圃場整備等を行って農地の条件を良くしていくことが理想。水利が限られているため、土地改良区などと協議をして水路の通水期間なども協議していくことが望ましい。その他、スマート農業を普及することで、草刈り等の作業を効率よく行っていくことが必要となってくる。また、必要に応じて、農家への補助金制度創設についても関係機関等との協議を検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

沢尻地区の中山間地域農業直接支払交付金事業の交付対象エリアを地域計画の区域として選定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状で集積・集約化できている箇所も多いが、農地整備や道路整備等を行うことにより、一層効率的な農業を行えるように推進していく必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
認定農業者等地域計画の担い手として名簿に記載のある農家の方については、原則として農地中管理機構を活用して賃貸借契約等を締結していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
関係機関と協議して基盤整備事業を進めて行くことが理想だが、地元負担金も発生するため、財源の確保についても検討していく必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関などに対して、農業者に対する補助金等が充実するよう、必要に応じて協議をしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手が将来に渡って不足していくことが確実なため、農事組合法人まっくんファーム等、法人への委託などを有効に活用して農地を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③農地の条件が悪いため、草刈りなどの作業に多くの労力を要する。スマート農業を普及させて効率的な農業経営が行えるようにしていくことがこの地域にとっては重要である。  
 ⑨水利が限られているため、必要に応じて土地改良区等と協議を行い、水路の通水時期などを見直していくことなども今後の検討課題としては上げられる。